

平成 28 年 11 月 15 日

事業主及び担当者 様

東京都家具健康保険組合  
業務部 業務課

### 厚生年金保険等に係る届書の回付事務の廃止について

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 1 月より、健康保険及び厚生年金保険においても「社会保障・税番号制度」が導入されることとなり、被保険者資格取得届などの適用関係届については、個人番号を記載することになります。このことに伴い、当健康保険組合がこれまで行ってきた厚生年金保険に係る届書の年金機構への回付事務については、いわゆる番号法において、個人番号（特定個人情報）の利用範囲などが定められていることから、健康保険組合では、個人番号が記載された厚生年金保険の適用関係届を、今後取り扱うことができなくなります。

従いまして、厚生年金保険に係る届書の日本年金機構への回付事務については、**平成 28 年 12 月 28 日受付分を以て廃止**させていただきます。

事業所様におかれましては、厚生年金保険に係る届書について、平成 29 年 1 月より、管轄の日本年金機構事務センター等へ直接、届出ください。各種適用関係届は、健康保険に係る届書と厚生年金保険に係る届書の複写となっているものがございます。提出される際は、送付先をお間違えないようお願いください。廃止日以降に、当健康保険組合に提出された厚生年金保険に係る届書につきましては、返戻させていただきますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、厚生年金保険の適用関係届を届出後、届け出た内容に変更が生じた場合又は日本年金機構での決定が届出と相違した場合は、健康保険と厚生年金保険との情報の整合性を保つため、恐れ入りますが、当健康保険組合にもご連絡をいただきますようお願いいたします。

また、被扶養者が対象となる「国民年金第 3 号被保険者関係届」につきましても、「医療保険者の証明」及び「届書の経由」を行ってまいりましたが、被保険者資格取得届などの適用関係届と同様に個人番号を記載することになるため、双方とも廃止いたします。今後の取り扱いにつきましては、医療保険者の証明欄は空欄のまま、事業主の証明欄を記入・押印し、被扶養者（国民年金第 3 号の対象者）の健康保険被保険者証の写し又は、別紙の、事業主証明書のどちらかを添付のうえ、当健康保険組合を経由せず、事業主様より、管轄の日本年金機構事務センター等へ届出ください。

## 平成 29 年 1 月からの変更点及び留意事項

- ① 厚生年金保険に係る届書の日本年金機構への回付事務の廃止
- ② 国民年金第 3 号被保険者関係届に係る「医療保険者の証明」及び日本年金機構へ回付事務の廃止

### 【留意事項】

平成 28 年 12 月 28 日受付分を以て、当健康保険組合から厚生年金保険等に係る届書の日本年金機構への回付事務については、廃止させていただきます。（国民年金第 3 号被保険者関係届は「医療保険者の証明」も廃止。）つきましては、管轄の日本年金機構事務センター等へ直接、届出ください。

平成 29 年 1 月より、当健康保険組合に提出された厚生年金保険等に係る届書につきましては返戻させていただきます。

- ③ 「被保険者資格取得届」に個人番号を記載
- ④ 「被扶養者異動届」に個人番号を記載

### 【留意事項】

健康保険法施行規則が改正され、「被保険者資格取得届」及び「被扶養者異動届」は、個人番号を記載することになります。

届出用紙につきましては、現行の様式で当面は使用可能となっておりますので、個人番号の記載については、別紙のとおり記載しご使用ください。

※被保険者資格取得届は、「様式指定」の様式となっており、健康保険法施行規則の改正により新たな様式が示される予定となっております。

- ⑤ 各種保険給付金の個人番号での提出

### 【留意事項】

平成 29 年 1 月より、記号番号か個人番号のどちらかを記載し提出することになります。

個人番号で提出する場合は、各種申請書の備考欄に個人番号を記載し提出してください。なお、申請書に備考欄が無い場合は、余白部分に個人番号と明記し、個人番号の記載をお願いいたします。【備考欄等への記載例：個人番号 123456789123】

なお、個人番号を記載された場合の取り扱いについては、今後、厚生労働省より示される予定となっておりますので、詳細は別途お知らせいたします。

ただし、個人番号を記載された場合の取り扱いについては、次のような取り扱いが想定されますので、記号番号での提出をお勧めします。

ア 個人番号確認、本人確認をするための添付書類

イ 個人番号が記載された申請書を事業主経由で提出する場合は、「委任状などの代理権が確認できる書類」「代理人の身元確認書類」などの添付が必要となる可能性があります。

※「労災保険給付業務における社会保障・税番号制度への対応に係る Q&A」に労災年金の請求に関する回答があり、健康保険の各種申請書についても同様の取扱いが示されることが予測できるからです。

社保委員等の検印

届書コード 200 処理区分 届書

健康保険 被保険者資格取得届

常務理事 事務局長 部長 課長 課長補佐 係長 係

① 年金事業所整理記号 ② 事業所番号 ③ 健康保険事業所記号

④ 健康保険被保険者番号(年金整理番号) ⑤ 被保険者の氏名 ⑥ 生年月日 ⑦ 種別(性別) ⑧ 取得区分 ⑨ 基礎年金番号 ⑩ 資格取得年月日(入社した日など) ⑪ 報酬月額 ⑫ 通算によるもの額 ⑬ 通算によるもの額 ⑭ 合計 ⑮ 標準報酬月額 ⑯ 標準報酬額 ⑰ 無給者 ⑱ 要介護1 ⑲ 要介護2 ⑳ 要介護3 ㉑ 要介護4 ㉒ 要介護5

正

健康用

記入上の注意

- ア. 用紙ローカーパンを使用し...
イ. 記入方法について...
ウ. 被保険者居住...
エ. 「印」は記入...
オ. 「印」は記入...

第 号 (フリガナ) (氏) (名) 昭5 平7 男・女 新1 共3 再2 船4 70歳以上 平成 年 月 日 円 千円 無給者 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

⑩ 郵便番号 ⑪ 被保険者住所 ⑫ 備考

第 号 (フリガナ) (氏) (名) 昭5 平7 男・女 新1 共3 再2 船4 70歳以上 平成 年 月 日 円 千円 無給者 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

第 号 (フリガナ) (氏) (名) 昭5 平7 男・女 新1 共3 再2 船4 70歳以上 平成 年 月 日 円 千円 無給者 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

第 号 (フリガナ) (氏) (名) 昭5 平7 男・女 新1 共3 再2 船4 70歳以上 平成 年 月 日 円 千円 無給者 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

事業所所在地 〒 - 平成 年 月 日 提出 受付日付印

事業所名称 事業主氏名 電話番号 (局) 番

社会保険労務士の提出代行者印

2015.2.4.000

正

健康保険 被扶養者(異動)届

常務理事 事務局長 部長 課長 課長補佐 係長 係

健康保険被保険者証 ① 記号 ② 番号 ③ 被保険者の氏名 ④ 生年月日 ⑤ 性別 ⑥ 資格取得年月日 ⑦ 標準報酬月額 ⑧ 被保険者の住所 ⑨ 扶養の現況を詳しく記入してください。

Table with columns for name, birth date, gender, occupation, income, and insurance status for dependents.

扶養の現況を記載する欄の空きスペースに「個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」と記載してください。

- 記入の方法は、裏面に書いてありますのでよく読んで記入してください。
○この届書は被扶養者を有する者が、追加の被扶養者を有するようになったとき、または被扶養者が異動したとき、その日から五日以内に異動のある者のみを記入し、減少・変更(訂正)の場合は必ず健康保険証(カード)を添付してください。

上記のとおり被保険者から被扶養者の届出がありましたので提出します。 平成 年 月 日 認定日基準 1. 被保険者の資格取得と同時に申請の場合は、資格取得年月日が認定年月日となります。 2. 新生児の出生に伴う申請の場合は、出生年月日が認定年月日となります。

社会保険労務士の提出代行者印

2016.4.3.000

「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」  
に関する保険者証明欄に代わる事業主証明書

届書記載の第3号被保険者（氏名 \_\_\_\_\_）について、  
健康保険組合の被扶養者認定の結果に基づき、配偶者（第2号被保険者）の  
被扶養者であることを確認する。

扶 養 認 定 年 月 日      平 成      年      月      日

平 成      年      月      日

事 業 所 所 在 地      〒      -

（ 事 業 所 名 称  
業

主 事 業 主 氏 名

㊟

電 話 番 号      (      )

※ この証明書は「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認  
（3号該当）届」とあわせて提出してください。

## 【 日本年金機構事務センター一覧 】

名称	管轄地域	申請区分	書類送付先	問い合わせ先
岩手事務センター	岩手県内	—	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階	019-603-5080
福島事務センター	福島県内	—	〒960-8507 福島県福島市栄町6-6 NBFユニックスビル4階	024-526-0272
茨城事務センター	茨城県内	—	〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-17	029-302-3109
高崎広域事務センター	栃木県内 群馬県内	—	〒370-8533 群馬県高崎市宮元町212 高崎宮元町ビル8階	027-395-6110
埼玉広域事務センター	埼玉県内 長野県内	—	〒330-0075 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル6階	048-814-2471
千葉事務センター	千葉県内	厚生年金関係	〒260-8604 千葉県千葉市中央区富士見2-20-1	043-202-3600
		国民年金関係	日本生命千葉ビル8階	043-202-3601
東京広域事務センター	東京都内 山梨県内	—	〒135-8071 東京都江東区有明3-6-11 TFTビル東館	03-5500-3511
神奈川事務センター	神奈川県内	—	〒220-8557 神奈川県横浜市西区北幸2-8-29 東武横浜第3ビル2階	045-620-6333
愛知事務センター	愛知県内	—	〒460-8565 愛知県名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル3.4.5階	052-229-1272
大阪広域事務センター	大阪府内 奈良県内 和歌山県内	—	〒541-8533 大阪府大阪市中央区太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビル9階	06-6241-9601
岡山広域事務センター	岡山県内 鳥取県内 島根県内	—	〒700-0986 岡山県岡山市北区新屋敷町1-1-18 山陽新聞社新聞製作センター5階	086-280-4554
福岡広域事務センター	福岡県内 佐賀県内 長崎県内	厚生年金関係	〒812-8579 福岡県福岡市博多区博多駅前2-10-19	092-411-3355
		国民年金関係	福岡ファッションビル2階	092-411-3371

**次の厚生年金保険に係る届書は、管轄の年金事務所へ提出してください**

- 算定基礎届・算定基礎届総括表
- 適用事業所所在地・名称変更（訂正）届（管轄外）